

平成30年長野家庭裁判所規程第1号

長野家庭裁判所の平成31年度
における事務分配等に関する規程
(4月1日現在)

長野家庭裁判所

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、平成31年度における長野家庭裁判所本庁（以下「本庁」という。）及び同家庭裁判所の支部（以下「支部」という。）の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り並びに裁判事務及び司法行政事務の代理順序について定めるものとする。

(所長の特別措置)

第2条 所長は、この規程の定めるところにより事件を配布することが相当でない場合において特に急を要するときは、当該事件を配布する係又は裁判官を指定することができる。

2 所長は、この規程に定める裁判事務を代理すべき裁判官がその代理をすることができないとき又は困難であるときは、当該裁判事務を代理する裁判官を指定することができる。

3 前2項の規定による指定をしたときは、所長は、当該指定について、その後最初に開かれる裁判官会議の承認を得なければならない。

(関連事件の回付)

第3条 本庁の一つの係の担当する事件又は支部の一つの係の担当する事件と他の支部の一つの係の担当する事件とが関連する場合において、そのいずれか一方の係において併せて処理するのが相当と認められるときは、関係裁判官の協議により、当該事件を併せて担当することになった本庁又は当該支部に回付することができる。

(家事事件及び人事訴訟事件の回付及び自庁処理)

第4条 本庁の一つの係又は支部の一つの係の担当する家事事件及び人事訴訟事件について、当事者の一方の住所地があることなど事件を処理するために適当であると認められるときは、関係裁判官の協議により、これを他の支部又は本庁に回付することができる。

2 本庁において処理すべき家事事件及び人事訴訟事件が支部に配布された場合、あるいは支部において処理すべき家事事件及び人事訴訟事件が本庁又は他の支部に配布された場合において、特に必要があると認めるときは、当該支部又は本庁は、その事件を自ら処理することができる。

(少年事件の回付)

第5条 本庁の一つの係又は支部の一つの係の担当する少年事件について、他の支部又は本庁が少年法第5条第1項の定めにより当該事件を取り扱うことができるときは、関係裁判官の協議により、これを当該他の支部又は本庁に回付することができる。

(合議事件の回付)

第6条 合議事件を取り扱わない支部の裁判官は、当該支部に係属する事件につき合議体によって審判するのを相当と認めるときは、合議事件を取り扱う他の支部の関係裁判官と協議の上、当該事件を合議事件を取り扱う他の支部に回付することができる。

第2章 裁判官の配置及び裁判事務の分配等

第1節 裁判官の配置

第7条 本庁及び支部に別表第1及び別表第2の「裁判官の配置」欄に掲げる裁判官を配置する。

第2節 本庁の裁判事務の分配及び開廷の日割り等

(裁判事務の分配等)

第8条 本庁の裁判事務の分配及び開廷の日割りは、別表第1の「事務」欄及び「開廷曜日」欄記載のとおりとする。

(事件の配布)

第9条 別表第1の「事務」欄に掲げる事件は、受理の順序に従い、同表の定めるところにより配布する。

(事件の配布替え等)

第10条 一つの係に配布された事件が他の係の事件と関連する場合において、併せて処理するのが相当と認められるときは、関係裁判官の協議によりその事件を他の係に配布替えすることができる。

2 前項の規定により事件の配布替えをしたときは、その直後に受理した新件によって、別表第1の「配布の割合」欄記載の割合に適合するように配布件数の調整をする。

第3節 支部の裁判事務の分配及び開廷の日割り等

(裁判事務の分配等)

第11条 支部の裁判事務の分配及び開廷の日割りは、別表第2の「事務」欄及び「開廷曜日」欄記載のとおりとする。

(事件の配布)

第12条 別表第2の「事務」欄に掲げる事件は、受理の順序に従い、同表の定めるところにより配布する。

(事件の配布替え等)

第13条 第10条の規定は、支部における事件の配布替え等に準用する。

第4節 裁判事務の代理順序

第14条 本庁又は支部の裁判官に差し支えのあるときの裁判事務は、別表第3に定める裁判官が代理する。

2 前項によることができないときは、別表第4の「代理庁」欄記載の庁がその記載の順序により、その庁の裁判官の協議により代理し、それが困難であるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第3章 司法行政事務の代理順序

第15条 所長又は支部長に差し支えのあるときの司法行政事務は、別表第3に定める裁判官が代理する。

附 則 (平成30年12月7日長野家庭裁判所規程第1号)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日応急措置）

この規程は平成31年4月1日から施行する。

別表第1 本庁の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り

裁判官の配置	事務	配布の割合	開廷曜日	担当裁判官	備考
中山 孝雄 真辺 朋子 室橋 雅仁 足立 拓人 安見 章 荒木 精一 山下 浩之	合議事件	全部	隨時	裁判長 中山 真辺 室橋 足立 安見 荒木 山下 孝雄 朋子 雅仁 拓人 章 精一 浩之	
	家事審判事件（別表第1事件） (飯山出張所管内の事件を含む。)	1/2 1/2	隨時 隨時	安見 山下 浩之	
	家事審判事件（別表第2事件） (調停不成立により審判に移行した場合を含む。)	1/2 1/2	隨時 隨時	安見 山下 浩之	
	家事調停事件 (飯山出張所管内の事件を含む。)	1/5 2/5 2/5	隨時 隨時 隨時	中山 安見 山下 孝雄 章 浩之	
	家事共助事件及び家事雑事件	全部	隨時	安見 章	
	人事訴訟事件及び通常訴訟事件	4/5 1/5	水, 木 水	安見 山下 章 浩之	
	家事抗告提起事件, 民事控訴提起等事件	全部	隨時	本案担当裁判官	
	民事再審事件及び保全命令事件	全部	隨時	安見 章	
	児童虐待の防止等に関する法律9条の3の規定による臨検捜索許可状請求事件	1/2 1/2	隨時 隨時	安見 山下 章 浩之	
	少年保護事件 (少年法20条決定事件を除き, 準少年保護事件, 少年審判等共助事件及び少年審判雑事件を含む。)				
	一般保護事件（身柄付送致事件）	5/10 3/10 2/10	隨時 隨時 隨時	安見 室橋 山下 章 雅仁 浩之	
	一般保護事件（在宅事件）	2/10 3/10 5/10	隨時 隨時 隨時	安見 室橋 山下 章 雅仁 浩之	
	交通関係事件	2/10 3/10 5/10	隨時 隨時 隨時	安見 室橋 山下 章 雅仁 浩之	
	少年保護事件（少年法20条決定事件）	1/5 4/5	隨時 隨時	安見 山下 章 浩之	

別表第2 支部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り

1 上田支部

裁判官の配置	事務	配布の割合	開廷曜日	担当裁判官	備考
仁藤 佳海 鷺坂 計知	合議事件（除斥・忌避事件を除く。）	全部	随時	裁判長 仁藤 佳海 鷺坂 計知 戸室壮太郎 勝又来未子	
戸室壮太郎 (佐久支部から填補)	家事調停事件 (家事共助事件及び家事雑事件を含む。)	1/2 1/2	随時 随時	仁藤 佳海 鷺坂 計知	
勝又来未子 (佐久支部から填補)	家事審判事件 (家事共助事件及び家事雑事件を含む。)	1/2 1/2	随時 随時	仁藤 佳海 鷺坂 計知	
	児童虐待の防止等に関する法律9条の3の規定による臨検捜索許可状請求事件	1/2 1/2	随時 随時	仁藤 佳海 鷺坂 計知	
	人事訴訟事件及び通常訴訟事件	全部	月,火,金	鷺坂 計知	
	家事抗告提起事件, 民事控訴提起等事件, 民事再審事件及び保全命令事件	全部	随時	鷺坂 計知	
	少年保護事件 (準少年保護事件, 少年審判等共助事件及び少年審判雑事件を含む。)	全部	随時	仁藤 佳海	

2 佐久支部

裁判官の配置	事務	配布の割合	開廷曜日	担当裁判官	備考
戸室壮太郎 勝又来未子	家事調停事件（家事共助事件及び家事雑事件を含む。）	全部	火, 金	勝又来未子	
	家事審判事件（別表第1事件） 後見関係事件（家事共助事件及び家事雑事件を含む。）				
	上記以外の事件（家事共助事件及び家事雑事件を含む。）	1/2 1/2	随時 随時	戸室壮太郎 勝又来未子	
	家事審判事件（別表第2事件）（家事共助事件及び家事雑事件を含む。）	全部	随時	勝又来未子	
	人事訴訟事件及び通常訴訟事件	全部	月, 水 (原則月午後)	勝又来未子	
	家事抗告提起事件, 民事控訴提起等事件, 民事再審事件及び保全命令事件	全部	随時	勝又来未子	

3 松本支部

裁判官の配置	事務	配布の割合	開廷曜日	担当裁判官	備考
山城 司 高橋 正幸 渡邊 裕美 山下 浩之 (本庁から 填補) 岩下 弘毅 園 俊次郎 藤崎 彩菜	合議事件	全部	水	裁判長 山城 高橋 渡邊 山下 岩下 園 藤崎 司 正幸 裕美 浩之 弘毅 俊次郎 彩菜	
	家事審判事件、家事雑事件、家事共助事件	1/10 1/10 1/10 3/10 4/10	随時 随時 随時 木、金 随時	山城 高橋 渡邊 山下 岩下 山城 高橋 渡邊 山下 岩下 司 正幸 裕美 浩之 弘毅	
	家事調停事件（家事共助事件及び家事雑事件を含む。）				
	木曾福島及び大町出張所管内の事件を除く事件	1/10 9/20 9/20	随時 木、金 随時	山城 山下 岩下 山城 山下 岩下 司 浩之 弘毅	
	木曾福島出張所管内の事件	全部	随時	藤崎 彩菜	
	大町出張所管内の事件	全部	随時	岩下 弘毅	
	児童虐待の防止等に関する法律9条の3の規定による臨検捜索許可状請求事件	1/2 1/2	随時 随時	園 俊次郎 藤崎 彩菜	
	人事訴訟事件及び通常訴訟事件	全部	金	岩下 弘毅	
	家事抗告提起事件、民事控訴提起等事件	全部	随時	本案担当裁判官	
	再審事件及び保全命令事件	全部	随時	岩下 弘毅	
	少年法20条決定事件 少年保護事件 (少年法20条決定事件を除き、準少年保護事件、少年審判等共助事件及び少年審判雑事件を含む。)	全部 全部	随時 随時	山城 藤崎 司 彩菜	

4 諏訪支部

裁判官の配置	事務	配布の割合	開廷曜日	担当裁判官	備考
八槇 朋博 手塚 隆成	家事審判事件（別表第1事件の後見等関係事件（後見等関係事件に関する家事共助事件及び家事雑事件を含む。）及び財産管理事件）	全部	随時	八槇 朋博	
	家事審判事件（後見等関係事件（後見等関係事件に関する家事共助事件及び家事雑事件を含む。）及び財産管理事件以外の別表第1事件（家事共助事件及び家事雑事件を含む。））	全部	随時	手塚 隆成	
	家事審判事件（別表第2事件）（調停不成立により審判に移行した場合を含む。）	全部	随時	八槇 朋博	
	家事調停事件	全部	随時	八槇 朋博	
	人事訴訟事件及び通常訴訟事件	1/2 1/2	月, 水 月, 金	八槇 朋博 手塚 隆成	
	家事抗告提起事件, 民事控訴提起等事件, 民事再審事件及び保全命令事件	全部	随時	八槇 朋博	
	少年保護事件（準少年保護事件, 少年審判等共助事件及び少年審判雑事件を含む。）	全部	随時	手塚 隆成	

5 飯田支部

裁判官の配置	事務	配布の割合	開廷曜日	担当裁判官	備考
池田 幸司 安井 龍明 (伊那支部から填補) 手塚 隆成 (諏訪支部から填補)	合議事件（除斥・忌避事件を除く。）	全部	随時	裁判長 池田 幸司 安井 龍明 手塚 隆成	
	家事審判事件及び家事調停事件 家事共助事件及び家事雑事件	全部	随時	池田 幸司	
	人事訴訟事件及び通常訴訟事件	全部	火, 金	池田 幸司	
	民事控訴提起等事件, 民事再審事件, 家事抗告提起事件及び保全命令事件	全部	随時	池田 幸司	
	少年保護事件 (準少年保護事件, 少年審判等共助事件及び少年審判雑事件を含む。)	全部	随時	池田 幸司	

6 伊那支部

裁判官の配置	事務	配布の割合	開廷曜日	担当裁判官	備考
安井 龍明	人事訴訟事件及び通常訴訟事件	全部	月、火 (飯田支 部の合 議がな い日), 金	安井 龍明	
	家事審判事件及び家事調停事件 家事共助事件及び家事雑事件 家事抗告提起事件、民事控訴提起等事件、 民事再審事件及び保全命令事件	全部	隨時	安井 龍明	
	少年保護事件 (準少年保護事件、少年審判等共助事件及 び少年審判雑事件を含む。)	全部	隨時	安井 龍明	

7 四連休以上の休日における準抗告担当裁判官

氏名
真辺朋子
室橋雅仁
足立拓人
安見章
荒木精一
山下浩之
仁藤佳海
鷺坂計知
戸室壮太郎
勝又来未子
山城司
高橋正幸
渡邊裕美
岩下弘毅
園俊次郎
藤崎彩菜
八楳朋博
手塚隆成

(注)

交通関係事件とは、車両運転による業務上（重）過失致死傷事件及び自動車運転過失致死傷事件並びに道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法各違反事件をいい、一般保護事件は前記以外の保護事件をいう。

(別表第1及び第2に係わる別記)

- 1 民事訴訟事件中、家事調停の対象になり得る事件につき、直ちに調停成立の見込みがある場合、前記事件担当の裁判官が家庭裁判所の裁判官を兼ねているときは、その裁判官において職権をもって家事調停に付し、自らこれを処理することができる。
- 2 調停事件が審判事件に移行した場合、当該調停事件を担当した裁判官は自ら審判事件を処理することができる。
- 3 上田又は佐久の各支部の裁判官がした裁判に対し、前記各支部に刑訴法429条1項の準抗告の請求があつたときは、これを本庁に回付することとする。
- 4 諏訪、飯田又は伊那の各支部の裁判官がした裁判に対し、前記各支部に刑訴法429条1項の準抗告の請求があつたときは、これを松本支部に回付することとする。
- 5 上田支部の裁判官がした決定に対し、同支部に少年法17条の2の異議の申立てがあつたときは、これを本庁に回付することとする。
- 6 諏訪、飯田又は伊那の各支部の裁判官がした決定に対し、前記各支部に少年法17条の2の異議の申立てがあつたときは、これを松本支部に回付することとする。
- 7 松本支部の合議体がした決定に対し、同支部に少年法17条の2の異議の申立てがあつたときは、これを本庁に回付することができる。
- 8 四連休以上の休日における準抗告担当裁判官の分配については、管内裁判官の協議により別に定める。

別表第3 裁判事務及び司法行政事務についての代理順序

庁名	裁判事務を代理する者及びその順序	司法行政事務を行う者	司法行政事務を代理する者及びその順序
本庁	1 安見 章 2 山下 浩一 3 荒木 精一 4 足立 仁人 5 室橋 雅子 6 真辺 子 7 中山 雄	所長	所長代行者 (安見章)
上田支部	上田支部の裁判官	上田支部長 仁藤 佳海	上田支部の裁判官。差し支えあるときは、佐久支部の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。
佐久支部	佐久支部の裁判官	佐久支部長 戸室壮太郎	佐久支部の裁判官。差し支えあるときは、上田支部の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。
松本支部	配置の裁判官において、あらかじめ定める順序に従い、順次代理する。	松本支部長 山城 司	松本支部の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。
諏訪支部	諏訪支部の裁判官	諏訪支部長 八槻 朋博	諏訪支部の裁判官。差し支えあるときは、松本支部の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。
飯田支部		飯田支部長 池田 幸司	伊那支部の裁判官
伊那支部		伊那支部長 安井 龍明	諏訪支部の裁判官が、裁判官の配置の記載の順序に従い、順次代理する。

別表第4 支部の裁判官に差し支えのあるときの各庁間における裁判事務についての代理順序

庁名	代理 庁
上田支部	本 庁
佐久支部	上田支部 又は 本 庁
松本支部	諏訪支部 又は 本 庁
諏訪支部	松本支部 又は 伊那支部
飯田支部	伊那支部 又は 諏訪支部
伊那支部	飯田支部 又は 諏訪支部